

議案第80号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利の追加について

次のとおり地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定に基づき地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに承継させる権利を追加するため、地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第9条の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片山善博

1 承継させる権利（所有権）に係る財産の内容

	種類	所在地	数量
建物	鳥取県産業技術センター 食品開発研究所高機能開 発支援棟	境港市巾野町字下荒蒔 2032番3、203 2番1号	494.11平方メートル

2 承継させる相手方

鳥取市若葉台南七丁目1番1号

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

3 承継させる日

平成19年4月1日（予定）

4 承継させる目的

鳥取県産業技術センターを地方独立行政法人化することに伴い、法人の財産的基礎と

して出資するため。